

建築物省エネルギー適合性判定業務開始のお知らせ

令和7年4月1日から建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を開始いたします。

現在、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録の申請中ですので、業務の開始時期は登録認可後となります。

これを機会に、是非省エネ適合性判定についてご用命いただきますようご案内いたします。

なお、戸建て住宅の判定料金は以下のとおりとなります。非住宅、共同住宅等の判定料金については、別紙をご確認ください。

その他詳しくは、電話または窓口でお問い合わせください。

適合性判定料金

一戸建ての住宅	金額（単位：円 税込）		
	新規申請	確認申請あり	軽微変更該当 証明申請
	41,800	37,400	20,900

- ・「確認申請あり」は建築基準法第6条の2の確認申請を併せて行う場合の判定料金です。（確認申請料金は別途）
- ・計画の変更に係る手数料は、新規申請の2分の1の額となります。（直前の判定を他機関で受けた場合など該当しない場合がありますので、事前にご確認ください。）
- ・適合判定通知書等を再交付する場合は、1通につき、2,200円（税込）

公益財団法人秋田市総合振興公社 住宅センター
電話 018-863-4731

別紙 判定料金

1 住宅

(単位：円 税込金額)

区分	床面積	新規申請	軽微変更該当証明申請
一戸建ての住宅 併用住宅の住宅部分		41,800	20,900
共同住宅等	300㎡未満	81,400	40,700
	300㎡以上2,000㎡未満	135,300	68,200

2 非住宅

(単位：円 税込金額)

用途	床面積	モデル建物法		標準入力法 (主要室入力法含む)	
		新規申請	軽微変更該当証明申請	新規申請	軽微変更該当証明申請
(イ)	300㎡未満	102,300	51,700	265,100	133,100
	300㎡以上1,000㎡未満	129,800	62,700	332,200	161,700
	1,000㎡以上2,000㎡未満	170,500	84,700	427,900	213,400
(ロ)	300㎡未満	73,700	37,400	189,200	94,600
	300㎡以上1,000㎡未満	95,700	47,300	246,400	121,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	127,600	63,800	320,100	160,600
(ハ)	300㎡未満	24,200	12,100	28,600	14,300
	300㎡以上1,000㎡未満	33,000	16,500	37,400	17,600
	1,000㎡以上2,000㎡未満	45,100	23,100	51,700	25,300

表適用についての注意事項

- 1 非住宅の用途の区分は、以下による。ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、その一部にでも(イ)の用途が含まれる場合は(イ)とし、(イ)の用途が全く含まれず、(ロ)の用途が一部でも含まれる場合は(ロ)の用途とする。

(イ) ホテル、病院、集会所等

(ロ) 事務所、物販店舗、学校、飲食店等

(ハ) 工場、倉庫等

2 表の面積算定等について

- (1) 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- (2) 省エネ適判の対象建築物ではあるものの床面積が0㎡である場合は、表によらず、一律16,500円（税込金額）とする。
- (3) 計画の変更に係る判定に係る手数料は、表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、次の場合は表の金額とする。

ア モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更する場合

イ 直前の判定を他の判定機関または所管行政庁から受けている場合

ウ (2)の申請が、その後、省エネ計算を行うことが必要となった場合

- (4) 増改築の場合、既存部分を含めた面積で表を適用する。ただし、既存部分のBEIに既定値を採用する計算方法の場合は、増改築対象の用途及び面積により算定する。

- 3 共同住宅等において、一住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- 4 共同住宅等の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、非住宅の用途（ハ）に定める料金を加算する。
- 5 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を非住宅の表に記載の料金に乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

6 判定料金の減額について

- (1) 建築基準法第6条の2第1項の確認申請を併せて行う場合の判定料金は、表に関わらず以下のとおりとする。

(単位：円 税込金額)

住 宅	区分	床面積	新規申請
	一戸建ての住宅 併用住宅の住宅部分	300㎡未満	37,400
	共同住宅等		72,600
		300㎡以上2,000㎡未満	121,000

用途	床面積	新規申請	
		モデル建物法	標準入力法 (主要室入力法含む)

非 住 宅	(イ)	300㎡未満	91,300	237,600
		300㎡以上1,000㎡未満	116,600	298,100
		1,000㎡以上2,000㎡未満	152,900	385,000
	(ロ)	300㎡未満	66,000	169,400
		300㎡以上1,000㎡未満	85,800	221,100
		1,000㎡以上2,000㎡未満	114,400	287,100
	(ハ)	300㎡未満	20,900	25,300
		300㎡以上1,000㎡未満	29,700	33,000
		1,000㎡以上2,000㎡未満	39,600	46,200

- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できると当機関が判断した場合による減額は、住宅の料金の10分の7の額とする。
- (3) 設計住宅性能評価の申請又は確認の求め（一戸建ての住宅に限る。）をした場合の減額は、住宅の料金の10分の7の額とする。

7 複合建築物に係る料金について

- (1) 複合建築物に係る料金は、住宅部分は住宅の表及び非住宅部分は非住宅の表によりそれぞれ算定される料金の合計の額とする。
- (2) 評価の対象となる範囲が住宅部分と非住宅部分のいずれか一方である場合にあつては、対象となる部分の用途に応じ、住宅の表又は非住宅の表により算定される額とする。
- (3) 計画変更において、住宅部分と非住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあつては、変更があつた部分に係る変更の料金を適用する。

- 8 適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、1通につき、2,200円（税込金額）とする。